

令和6年（2024年）10月29日
労 務 厚 生 課

第5期熊本市職員等の旅費計算等業務委託 質問に対する回答書

質問事項		回答
1	再委託の制限範囲はありますか。	業務の全部又は主体部分を一括しての再委託又は再委任は禁止しています。 業務の一部を第三者に再委託又は再委任しようとするときは、あらかじめ委任者の承諾を得る必要があります。
2	本事業手配専用端末賃借料は含めてもよいですか。	委託料については、委託業務に直接関連する費用をもとに算定してください。 当該端末が本業務委託専用のものである場合は、委託料の算定に含めて差し支えありません。
3	手配時の発券手数料の計上と収受可否について教えてください。	委託業務に直接関連する費用については、仕様書において業務委託料に含まないことを明記しているものを除き、原則として業務委託料に含むものとします。 従って、発券手数料についても、業務委託料に含むものであり、手配時には計上不可となります。